

(旧) 統一教会解散命令請求について (法ニュース用) 弁護士加納雄二

(前注以下の「法」とは宗教法人法のこと。)

文部科学省 (文化庁) は 2023 年 10 月 13 日、東京地方裁判所に対し、世界平和統一家庭連合 (以下「旧統一教会」とする) の解散命令を請求した。

1 解散命令請求の対象事実 (文化庁の発表による)

「解散命令請求の対象事実は、本件宗教法人が、遅くとも昭和 55 年頃から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をしたというものです」

「本件対象行為は、法 81 条 1 項 1 号だけでなく、法 81 条 1 項 2 号前段の解散命令事由にも該当する」ということである。

付言すれば、統一教会側は、「09 年以降、当法人は社会的法的に問題と指摘される行為をしないようコンプライアンス (法令順守) の徹底に努めている」(田中会長)。

しかし、やめたはずの「正体を隠した因縁トーク (脅迫) による高額献金も、2009 年以降も無くなっていない。私のところにも相談があったし (約 900 万円)、富山でも、2500 万円、1700 万円の高額の被害事例がある (テレビ報道あり、統一教会側も謝罪)。被害弁連の集計では、2009 年以降も 140 件、約 19 億円の被害申告があるとされる。

また、2010 年以降も年間 600 億円もの被害があるとの報道もある (週刊文春)。

そもそも統一教会は、霊界で苦しんでいる先祖を解放しないと子孫に不幸が及ぶということで、信者に対し、先祖解怨、先祖祝福と称して、合計 1000 万円以上の献金のノルマを課している (20 年以上前から続いている)。これは 430 代もの先祖を解怨しなければならず、最初の 4 系統 7 代だけでも、 $70 万 \times 4 = 280 万円$ にもなる。

また最近では韓国で『天苑宮』を建設するためということで 183 万円の献金を要求しているということだ (80 歳を迎える韓鶴子総裁と、生きていれば来年 103 歳になる創始者・文鮮明の年齢を足したもの)。

2 この請求は、信仰そのものを直説的に問題にしている訳ではない。

問題にしているのは信仰による行為、結果すなわち、上記の通り、「本件宗教法人の財産的利得を目的として・・多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をした」ことです。

すなわち、被害者の財産の収奪と無償の労役の享受及び同種の被害者となるべき者の再生産を目的として、正体を隠し、「特殊な教義・万物復帰」+「因縁トーク」により被害者の自由意思を奪うことで信者にする。同時に脱会の恐怖も植え付ける。という活動内容、行為、結果が問題なのです（所謂青春を返せ判決参照。法ニュース宗教トラブル特集参照）。

なお、宗教団体の問題として、エホバの証人での児童虐待が問題になっているこれも、行為、結果としての組織的児童の人権侵害を問題にしているのであって宗教だからだから、信仰だからということの問題にならないとすればおかしいことだ。

3 批判と反論

「世論が盛り上がり政治的な判断があれば権力が宗教を潰しにかかる、という今回の流れはやっぱり怖いですよ。宗教というのは世間の常識とは違う価値観で生きていて、潰されやすいからね」（10月14日朝日新聞）。

確かに、神の存在そのものだって科学的には実証されていない。それを問題にするのはおかしいだろう。しかし上記の通り、問題にしているのは、行為、結果としての問題である。また、国家が問題にするのはおかしい、するのであれば、宗教家を取り組めば良いのではないか。オウム真理教の時には、宗教界は何らまともな取り組みが無かったし、統一教会の問題も、キリスト教の牧師さんたちが取り組んでいるが、もっと広がりがあって欲しいものだ。

4 参考判例

オウム真理教の解散命令に関する最高裁判所平成8年1月30日は以下の通り述べる。できれば全文を参照のこと。

「法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としている」、

解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではな」い。「法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、前記のように、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではな」い。とする

以上